

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和3年1月26日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

（提案理由）

災害等不測の事態が発生した場合に、県立学校の授業料等の納付期限の延長を可能にするため、県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

## 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。

第6条の2に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧																		
<p>第1条・第2条 (略) (入学料)</p> <p>第3条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。</u></p> <p>2 (略) (授業料の納付)</p> <p>第4条 授業料は、年額を期に分けて納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する期(以下「期」という。)並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="206 667 1088 865"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納付額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期(4月から9月まで)</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期(10月から翌年3月まで)</td> <td>同</td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (聴講料)</p> <p>第6条の2 聴講料は、聴講を許可された日から7日以内に納付しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。</u></p> <p>第7条～第12条 (略) 第1号様式～第3号様式 (略)</p>	期	納付額	納付期限	第1期(4月から9月まで)	年額の2分の1に相当する額	9月12日	第2期(10月から翌年3月まで)	同	12月12日	<p>第1条・第2条 (略) (入学料)</p> <p>第3条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。</p> <p>2 (略) (授業料の納付)</p> <p>第4条 授業料は、年額を期に分けて納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する期(以下「期」という。)並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 632 2049 826"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納付額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期(4月から9月まで)</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期(10月から翌年3月まで)</td> <td>同</td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (聴講料)</p> <p>第6条の2 聴講料は、聴講を許可された日から7日以内に納付しなければならない。</p> <p>第7条～第12条 (略) 第1号様式～第3号様式 (略)</p>	期	納付額	納付期限	第1期(4月から9月まで)	年額の2分の1に相当する額	9月12日	第2期(10月から翌年3月まで)	同	12月12日
期	納付額	納付期限																	
第1期(4月から9月まで)	年額の2分の1に相当する額	9月12日																	
第2期(10月から翌年3月まで)	同	12月12日																	
期	納付額	納付期限																	
第1期(4月から9月まで)	年額の2分の1に相当する額	9月12日																	
第2期(10月から翌年3月まで)	同	12月12日																	

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

入学料及び聴講料の納付については、許可された日から7日以内に納付しなければならないと規定されている。また、授業料の納付についても、納付期限が明確に定められている。

現在、入学料、聴講料及び授業料の納付期限については、期限延長を行う規定がないことから、災害等不測の事態が発生した場合を考慮し、所要の改定を行う。

2 改正の内容

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第3条、第4条、第6条の2

改正後（案）	改正前																		
<p>(入学料)</p> <p>第3条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。 <u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第4条 授業料は、年額を期に分けて納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納付額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から9月まで）</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（10月から翌年3月まで）</td> <td>同</td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から9月まで）	年額の2分の1に相当する額	9月12日	第2期（10月から翌年3月まで）	同	12月12日	<p>(入学料)</p> <p>第3条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第4条 授業料は、年額を期に分けて納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納付額</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から9月まで）</td> <td>年額の2分の1に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（10月から翌年3月まで）</td> <td>同</td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から9月まで）	年額の2分の1に相当する額	9月12日	第2期（10月から翌年3月まで）	同	12月12日
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から9月まで）	年額の2分の1に相当する額	9月12日																	
第2期（10月から翌年3月まで）	同	12月12日																	
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から9月まで）	年額の2分の1に相当する額	9月12日																	
第2期（10月から翌年3月まで）	同	12月12日																	

<p>(聴講料)</p> <p>第6条の2 聴講料は、聴講を許可された日から7日以内に納付しなければならない。</p> <p><u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。</u></p>	<p>(聴講料)</p> <p>第6条の2 聴講料は、聴講を許可された日から7日以内に納付しなければならない。</p>
---	---

### 3 施行期日

公布の日